

補助金チェックシート

生活環境部市民活動推進課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H27年度 予算額 (千円)
									H24	H25	H26		説明	
1	市民活動推進課	地区コミュニティ運営補助金	コミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を助成することにより地域の活性化を図る。	要綱に定める経費に対し助成するもので均等割、人口割、世帯割等により積算する。	26,902	28,464	28,472	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	29,040
2	市民活動推進課	コミュニティまちづくり補助金	まちづくり計画策定済のコミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、コミュニティの活性化を図る。	コミュニティで策定されたまちづくり計画に掲げる事業に係る経費への補助で、最高限度額は年度内30万円。ただし、自治会活動促進に係る事業については別途限度額20万円を補助する。	1,270	1,175	1,919	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	8,500
3	市民活動推進課	市連合自治会補助金	市連合自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民の自治会活動に際して運営協力や、市からの周知事項に関する協力や参加調整、募金活動、地域の見守り活動外地域住民の安心安全なまちづくりを目的とする活動を支援することにより、地域社会の活性化を図る。	市連合自治会からの申請に基づき補助するもの。市役所等との連携を図り、自治会が抱える課題について研修会などを開催するとともに、より良い地域づくりに向けた諸活動の推進に協力する。	3,200	3,200	3,500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,500
4	市民活動推進課	自治会集会場建設補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため活動拠点施設の整備を行う。	補助額は、集会場の新・増・改築等の経費の100分の30以内の額。事業経費が30万円未満は対象外。	5,326	4,400	6,420	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	6,181
5	市民活動推進課	自治会法人化補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	自治会の法人化を促進することを目的とするもの。	法人化した自治会が不動産の登記をする経費(10万円以上)に対し100分の30以内の額を補助。限度額は5万円以内。	100	92	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	250
6	市民活動推進課	自治会育成補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため、要綱を定め予算の範囲内で補助金を交付する。	自治会からの申請に基づき、毎年4月1日現在の加入状況により1世帯当たりの単価による額を積算し、地区連合自治会より地区の各自治会に交付している。	7,724	7,590	7,500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	7,710
							自治会の設立を促進することを目的とするもの。	自治会設立のとき1回に限り会員数に応じて交付するもの。	15	40	5			75
7	市民活動推進課	自治総合センターコミュニティ助成事業補助金	コミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	事業開始 S53	(財)自治総合センターの宝くじ普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として実施するもので、コミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行う。	地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費に対し、1件につき100万円から250万円を交付するもの。	6,800	4,600	6,500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	9,300
8	市民活動推進課	長寿社会づくりソフト事業費補助金	コミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	事業開始 H1	(財)地域社会振興財団の受託事業収入を財源として実施するもので、地域社会における各種問題について基礎的総合的研究等を行うとともに、地域社会に対する施策を推進し、もって地域社会における住民の健康及び福祉の向上並びに文化の振興を図り、地方自治の基盤の充実に寄与するための各種事業を行う。	コミュニティが主体となっており、コミュニティ活動の活性化に資する事業とし、かつ他のコミュニティのモデルとなる事業に対し200万円以内の額で交付するもの。	0	1,465	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	339
9	市民活動推進課	塩飽本島マイペースマラソン事業補助金	本島校区連合自治会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	毎回、島内外から多くの参加があり、その8割が市外からの参加者である本大会の開催を支援し、観光客リピーターの増加を図ると同時に島民が一丸となって事業に取り組むことにより地域活性化を図る。	塩飽本島マイペースマラソン事業補助のため、30万円を上限として補助する。大会では連合自治会等が主体となり実行委員会を組織し、準備や運営に当たっている。	300	300	300	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300

補助金チェックシート

生活環境部市民活動推進課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H27年度 予算額 (千円)
									H24	H25	H26	説明		
10	市民活動推進課	高等学校生徒通学航路費補助金	離島に住所を有する生徒又はその生徒の保護者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	離島から高等学校に通学する生徒の通学に要する経費の負担軽減を図る。	通学のため必要とする定期乗船券の購入費用に一定の率(2分の1または、3分の2)を乗じて得た額を補助	155	396	549	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	800
11	市民活動推進課	丸亀離島振興協議会補助金	丸亀離島振興協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	離島住民相互間の緊密な連絡提携と協力により離島の振興を促進し、あわせて島民の生活・福祉の向上を図る。	団体の予算に基づき欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算	0	0	50	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	50
12	市民活動推進課	離島航路運営費補助金	本島汽船(株)・備讃フェリー(株)・六口丸海運(有)	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	離島航路事業者に対し、予算の範囲内において、離島航路運営費補助金を交付することにより、離島航路の維持を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の生活の安定・向上に資することを目的とする。	(本島汽船(株)、備讃フェリー(株)) 確定実績欠損額から国庫補助額を差し引いた額の2分の1に相当する額を補助(六口丸海運(有)) 確定実績欠損額に相当する金額の範囲内で市長が定める額を補助	73,915	73,416	57,959	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補充して実施している事業等。	70,000
13	市民活動推進課	使用済自動車等海上輸送費補助金	使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃及び荷役費用を負担した者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H18	離島における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進するため。	海上輸送経費に一定の率を乗じて得た額を補助	3	3	6	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	20
14	市民活動推進課	中央公民館クラブ連絡協議会補助金	丸亀市中央公民館クラブ連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	各クラブの生涯学習推進と、相互の親睦・交流を通して、意義深いクラブ活動の促進を図る。さらに、その成果を通じて地域社会の振興と社会福祉の増進に寄与する。	公民館まつりの事業補助。この事業では、協議会役員が中心となり事業の準備、運営にあっている。	173	180	180	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	180
15	市民活動推進課	婦人団体連絡協議会育成補助金	丸亀市婦人団体連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の単位婦人会相互の緊密な連絡調整ならびに親睦をはかり、その活動の伸展を助け合い、リーダー研修、人権研修を行うことにより、婦人団体の活動を充実させる。	団体の予算に基づき欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算	1,360	960	960	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	960
16	市民活動推進課	少年団体育成補助金	丸亀市子ども会育成連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の子ども会育成連絡協議会の相互の和、及び連携を図り、子ども会活動を拡充し、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。	団体の予算に基づき欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算	3,169	2,984	2,984	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,984
			ボーイスカウト(3団体)						66	66	66			66
			ガールスカウト(2団体)						44	44	44			44
17	市民活動推進課	青年団体連絡協議会育成補助金	丸亀市青年団体連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	活動の充実発展および、市内の青年団体の連絡と協調を図る。	団体の予算に基づき欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算	83	83	113	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	113
18	市民活動推進課	丸亀市・七尾市少年団体交歓研修会補助金	丸亀市子ども会育成連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の少年団体の活動に参加する少年少女が親善都市七尾市と、地域を越えて友情・交歓を深める中から少年リーダーとしての意識、資質の向上を図る。	七尾市・丸亀市少年団体交歓研修会の事業補助。市内の少年団体に所属する指導者が引率し、受入・派遣を毎年交互に実施している。	600	200	538	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200

補助金チェックシート

生活環境部市民活動推進課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H27年度 予算額 (千円)
									H24	H25	H26		説明	
19	市民活動推進課	市民活動ステップアップ補助金	市民活動団体等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H20	新たな市民活動の展開や、活動の幅を広げる事業の展開などに要する経費の一部を補助することにより、市民の自主的・自発的な活動を支援し、市民の公益の増進に資する多彩な活動の展開、活性化をはかり、個性豊かで活力あふれるまちづくりを実現することを目的とする。	新たな市民活動や、その活動の幅を広げる活動などを実施するため直接必要な経費の一部について、5万円を上限に補助する。	100	50	93	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
20	市民活動推進課	離島住民通勤等航路費補助金	離島に住所を有する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	離島住民が通勤等に要する経費の負担軽減を図り、定住の促進と雇用機会の充実を図る。	補助金の額は、通勤等に必要となる定期乗船券の購入費用に100分の20の割合を乗じて得た額以下とする。	—	—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,000
21	市民活動推進課	離島移住促進モデル事業補助金	離島の空き家を移住者用の賃貸住宅又は体験住宅にリフォームする者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H27	離島への移住促進と空き家の有効活用を図る。	補助金の額は、補助対象となるリフォーム経費に10分の9の割合を乗じて得た額とし、200万円を上限とする。	—	—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,000